

【「交通バリアフリー推進地区(重点整備地区)」抽出の考え方】

「交通バリアフリー推進地区(重点整備地区)」の抽出は、交通バリアフリー法で示される重点整備地区の要件に基づき行うものとします。また、目黒区の特性を踏まえた独自の要件を加味し、以下の考え方によります。

交通バリアフリー推進地区の抽出要件

●: 交通バリアフリー法における要件 ○: 目黒区としての独自要件

<駅の選定要件>

- 乗降客5,000人／日以上の駅
- 目黒区内に駅施設があること

<公共施設等の選定要件>

- 駅から徒歩圏(500m圏)内にあり、日常的に相当数の高齢者、身体障害者等が利用する官公庁施設、福祉施設、その他の施設(商業集積地含む)
- 上記公共施設等の内、特に全区的、広域的な利用が想定される施設を有する駅周辺地区

対象駅及び周辺地区

13駅(区内8駅・隣接区5駅)

交通バリアフリー推進地区(候補)抽出

※平成13年度は候補の抽出までを実施した

交通バリアフリー推進地区の事業要件

■: 国の基本方針における事業要件 ○: 目黒区としての独自要件

<経路要件>

- 駅と特定施設を結ぶ有効幅員2m以上の歩道が連続して確保されること

<事業期間要件>

- 平成22年までに主要事業が完了もしくは完了見込みが得られること

<地区要件>

- 駅周辺地区で関連まちづくり計画・事業が既に進められており、連携してバリアフリー整備推進が可能な地区
- バリアフリー整備について、地元協議組織等の取り組みが既になされているもしくは見通しが立っていること

交通バリアフリー推進地区の選定